

雲南の宣講書『千秋宝鑑』について

阿部 泰記

要約

雲南通海県では清代末期に聖諭宣講のための案証集『千秋宝鑑』四巻が編纂された。四巻本は簡易な宣講本であり、四巻本の案証集ではこの宣講儀式を省略したテキストが多いが、『千秋宝鑑』の冒頭には、順治帝の『聖諭六訓』、康熙帝の『聖諭十六条』、文昌帝君の『蕉窓十則』を掲載して宣講儀式を行えるよう配慮しており、宣講生が聖諭を読誦してから案証故事を宣講した実態を彷彿とさせる。

案証は四十八則あり、その二十四則は明らかに先行する案証集に取材している。これは先行する案証が聴衆に親しまれており、宣講する側にとっても簡便な素材であったためであろう。後の二十四則は取材先が不明であるが、雲南以外の案証が多いことから、先行する案証集に取材したのではないかと考えられる。

案証には人物の歌唱によって聴衆を感化する重要な作用があり、後世になるについて次第に歌唱の場数を増やし、長篇化して娯楽性を強めてくる。この案証集もそうした傾向が強くなっている。さらに案証を単独に宣講せず、善報悪報の対偶を作ってわかりやすく宣講して勸善効果を狙うという工夫も凝らされている。

本論文では案証集の先駆である『宣講集要』十五巻の影響を受けて雲南で編纂された案証集『千秋宝鑑』四巻のこうした特色について論じた。

一 雲南の聖諭宣講

雲南の「聖諭宣講」については玉溪地区行政公署文化局・玉溪地区群衆芸術館編『玉溪地区曲芸音楽』（1994、雲南大学出版社）に詳しい。そこには通海県の「聖諭坊」「聖諭台」「聖諭牌」と宣講生による聖諭宣講の場面、聖諭宣講のテキスト『千秋宝鑑』残本の書影を掲載し、張家訓¹・王石景「玉溪地区聖諭説唱音楽概述」付録には、『宣講集要』六本（240 故事、道光時期 1821-1850 版本²）、『宣講拾遺』八本（96 故事、道光時期版本³）、『遍地珍珠』八本（96 故事、道光時期版本⁴）、『千秋宝鑑』四巻（48 故事、同治九年 1870 刊⁵）、『千秋宝鑑』八本（前四本 48 故事、後四本 32 故事、光緒三十一年 1905 刊）等を載せている。

また張家訓主編『通海県曲芸志』初稿（1995、通海県文化旅遊局・通海県文化館編印）⁶には「聖諭六訓」「聖諭十六条」を記載した通海県郊外大橋村「聖諭坊」（同治九年建立、1952 年撤去）、通海県秀山鎮文獻里「聖諭宣講台」（同治七年 1868 建立、1970 年撤去）、通海県河西鎮十字街口「聖諭宣講台」（光緒初年建立、1958 年撤去）の構造図を載せる。「通海県曲芸曲種分布地区一覧表」には、県内に聖諭宣講が広く行われていたことを表しているが、現在ではそれらは消失している。「聖諭宣講」には『千秋宝鑑』の版本に同治九年、光緒八年（1882）、光緒十年（1884）、宣統元年（1909）、

民国年刊の版本がそれぞれ存在し、「曲目」には、その初版が北京で発行されたと言い⁷、作品として『割肝救母』（『彩霞配』）等の梗概を記す。「伝統曲目表」には、「聖諭」として案証集の『千秋宝鑑』、『宣講全集』⁸、『宣講拾遺』、『宣講集要』、『遍地珍珠』、案証短編の『二十四孝図』、『大舜耕田』等とその伝承者および流布地域を挙げている⁹。「曲調選例 30 曲」には、『千秋宝鑑』「嫁身娶媳」（王武章）、『莫奈何』（馬護図）を例示している。「演出機構」としては道光年間に創建された「河西復古壇」があり、宣講生が集合し、毎月一、二、三、十一、十二、十三、二十一、二十二、二十三日に当番の十名が自弁の飯を持参して早朝壇内で会食し、その晩宣講する内容と地点を打ち合わせ、晩飯を終えると衣冠を装着し、香案と聖諭牌を十字街の東西南北四方の聖諭台上に安置し、香灯齋茶を並べ、叩頭の礼を行い、「聖諭六訓」「聖諭十六條」および「十戒」¹⁰「十規」¹¹を宣読して後、聖諭故事を講説したと言う。

「聖諭宣講」には因果応報故事である「案証」を掲載したテキストが用いられ、こうしたテキストが清咸豊二年（1852）編纂の『宣講集要』十五巻、同治十一年（1872）編纂の『宣講拾遺』六巻を筆頭として各地の善堂（慈善機構）で多数編纂された。雲南の代表的なテキストは光緒十年（1884）に雲南臨安府（建水県）の悔過堂が刊行した『千秋宝鑑』四巻である。その冒頭には順治帝の『聖諭六訓』¹²、康熙帝の『聖諭十六條』¹³、文昌帝君の『蕉窓十則』¹⁴を掲載しており、四十八則の「案証」を宣講している。光緒十年の序文には、世道を挽回し、人心を転換するという刊行の主旨が記されている。

臨安立堂、於今三年矣。各堂中執事者有恪、往聽者無疑。誠以世祖・聖祖之聖諭、群聖諸神之神言、余慶余殃之案証、可以啓斯人之知、可以翼斯人之行者也。……遂推『千秋宝鑑』一書、以為是有心挽回世道、撥轉人心者之所為也。（臨安に堂を立てて今三年になるが、各堂の執事は誠実で、聴きに来る者は信頼している。誠に世祖・聖祖の聖諭と群聖・諸神の神言、余慶・余殃の案証は、斯人の知を啓き、斯人の行を助けることができる。……かくて『千秋宝鑑』一書を推して、世道を挽回し、人心を転換する心ある者の行為とした。）

本書には「刊刷千秋宝鑑功德芳名」があり、建水県胡政挙等の名が掲載され、「悔過堂衆首事懇祈天災寧息願刷參伯部」と記されていることから、臨安の善堂は「悔過堂」と思われる。

二 『千秋宝鑑』の案証

1. 西南官話

『千秋宝鑑』四巻所収の案証四十八則の故事分布は、四川 18、山東 4、浙江 4、河北 3、江南 2、福建 2、山西 2、湖南 1、甘肅 1、雲南 1、江西 1、不詳 9 となっており、雲南で刊行された案証集でありながら、ほとんどが雲南の案証ではなく、四川など他省からもたらされた案証であったことがわかる。記載された言語は西南官話であり、『宣講集要』などの案証集と同様に四川・湖北・雲南・貴州の広い地域に通用する言語を使用していた。たとえば、巻一の案証に記載された西南官話は以下のごとくである。¹⁵

活路（「埋兒賜金」）一農活（農作業）、手工作業（肉体労働）。「幫人做一天活路。」

磋磨（「臥氷求魚」）一折磨（苦しめる）。「把王祥百般磋磨。」

暍（「遣鬼誅逆」）一喊（呼ぶ）。「十多余年並未暍一声娘。」

倒（「撫姪出乳」）一着（助詞。～している）。「誰知為兄病纏倒。」

攏(「鬼魂附身」)一到(到)。「睥他兄弟攏床前。」

陰倒(「富貴双全」)一暗暗地(ひそかに)。「陰倒把衣衾棺槨先已備辦。」

腰店(「人財両空」)一路旁小舖(路傍の小店)。「就在十字路上開了一座腰店。」

2. 対偶配列

四十八則の案証故事は、下記のように善報と悪報などの対偶構成を取ってわかりやすく配列しており、ここにこの案証集の特色がある。¹⁶

卷一…孝子(「埋兒賜金」)一逆子(「呪子送瓜」)

能孝後娘的善報(「臥氷求魚」)一不孝後娘的善報(「遣鬼誅逆」)

敬兄嫂友愛姪兒(「撫姪出乳」)一慢兄嫂刻毒姪兒(「鬼魂附身」)

刻子方成子(「富貴双全」)一愛兒是害兒(「人財両空」)

卷二…明生理脱凡成仙(「洞中入夢」)一味生理凶財害命(「井底伸冤」)

毋非為的善報(「拾金不昧」)一作非為的惡報(「双頭祝寿」)

「離家尋父」(孝子)一「棄業尋母」(孝子)

「割頭救父」(孝女)一「守尸救母」(孝女)

「烤脚奉翁」(孝媳)一「割股奉婆」(孝媳)

恭敬祖母(「陳情表」)一恭敬主人(「老長年」)

卷四…兵孝(「忠孝節義」)一民孝(「忠孝節義」)

弟恭兄(「唾吧説話」)一兄友弟不恭(「忤逆遭誅」)

農夫行孝(「堂上活仏」)一畜生行孝(「啣刀救母」)

堤防非為(「双善橋」)一浪蕩非為(「涂氏双全」)

このような案証の対偶配列は、地方自治制度である郷約における善行と悪行の記録を帳簿に残す形態に起源する。¹⁷ こうした帳簿によって善行を推奨し悪行を懲戒する方式は、その後、善行と悪行の案証を紹介する方式に発展した。清范鋹『六諭衍義』(康熙二十七年 1688、日本翻刻本)「孝順父母」には、孝子として黄香¹⁸と王祥¹⁹、逆子として陳興を挙げてそれぞれ応報を示している²⁰。また「尊敬長上」では柳仲郢と祝期生、「和睦郷里」では王有道と沈富民、「教訓子孫」では孟子・柳公綽と王瑤、「各安生理」では盛徳と薛敖、「毋作非為」では周処と陳三公をそれぞれ善報と悪報の案証として紹介している。『宣講集要』の案証編集もこうした善報悪報を対比させている。²¹ 『千秋宝鑑』における案証の善悪対偶記載は郷約以来の勸善懲悪に有効な手法であったと解釈できる。

3. 聖論の実践

『千秋宝鑑』ではまた、題名に主旨を添えているが、これは『聖諭六訓』(「孝順父母」「恭敬長上」「和睦郷里」「教訓子孫」「各安生理」「無作非為」)、あるいは『聖諭十六条』の「敦孝弟以重人倫」「和郷党以息争訟」「務本業以定民志」「訓子弟以禁非為」「息誣告以全善良」各条に合致しており、聖諭の理念を実践するための案証故事であったことが見て取れる。今、案証を分類してみると、以下のようになる。

「孝順父母」「敦孝弟以重人倫」…(卷一) 孝子、逆子、能孝後娘的善報、不孝後娘的惡報、(卷二) 孝子、孝女、孝媳、(卷三) 逆婦雷打報、(卷四) 兵孝、民孝

「恭敬長上」…(卷一) 敬兄嫂友愛姪兒、慢兄嫂刻毒姪兒、(卷二) 恭敬祖母、恭敬主人、(卷四) 弟恭兄、兄友弟不恭

「和睦郷里」「和郷党以息争訟」…(卷四) 能和郷里的善報

「教訓子孫」「訓子弟以禁非為」…（卷一）刻子方成子、愛兒是害兒

「各安生理」「務本業以定民志」…（卷一）工不生理、（卷二）明生理脱凡成仙、味生理凶財害命、（卷三）能戒賭的善報

「無作非為」「訓子弟以禁非為」…（卷二）毋非為的善報、作非為的惡報

4. 案証の踏襲

『千秋宝鑑』はまた、『宣講集要』、『宣講拾遺』、『宣講全集』、『宣講福報』、『宣講彙編』、『宣講万選青錢』など親しみのある先行する案証故事を再編集している。この中で『宣講集要』の案証がもっとも多い。『宣講集要』は諸々の案証集の先駆であり、後続の案証集の模範となった最もポピュラーな案証集である。

今、『千秋宝鑑』の案証故事の配列および案証の取材源、その梗概を記すと以下のごとくである。

巻	題名	先行案証	梗概
一	埋兒賜金 孝子	郭巨埋兒 （宣講集要1）	漢朝。郭巨が祖母の食事を奪う香兒を埋めようとし、妻は悲しむが、天が黄金を下賜して救う。（西南官話）
	呪子送瓜 逆子	逆子分尸 （宣講集要3）	偽隴県（四川）。史為柱の不孝者の三男史善貴が天罰で首を取られる。（西南官話）
	臥氷求魚 能孝後娘的善報	王祥臥氷 （宣講集要1）	西晋。郎玃。王祥の故事。（西南官話）
	遣鬼誅逆 不孝後娘的惡報	王経怨妻 （宣講集要3）	昔。王経の不孝な妻と子女が継母を虐待する。継母の恨みが天に通じ、妻と子女は惨死する。（西南官話）
	撫姪出乳 敬兄嫂友愛姪兒		昔。仁里村。元徳秀が兄嫂から愛され、兄は徳秀に後を託して死に、嫂も産後に死んだため、徳秀は兄の子に授乳するのに困るが、観音菩薩が徳秀に乳を出させる。（西南官話）
	鬼魂附身 慢兄嫂刻毒姪兒		信州。劉君祥が後を弟君祺に託して死ぬが、君祺は嫂と甥を邪険に扱い、嫂が病死すると甥を酷使したため、君祥の靈魂が君祺を罵って取り殺す。（西南官話）
	富貴双全 刻子方成子		中都県（山東）。高生の後妻柳娘が子長福を実子長怙と同等に育て高生とともに怠惰な長福を励ますが、聞かないため労働させると、長福は根を上げて勉強する。長怙も資本を浪費し持たせた贖銀を使ったため投獄されて後悔し、長福を遣って救わせる。（西南官話）
	人財両空 愛兒是害兒		涿州（河北）。胡有厚の妻張氏が子良兒を溺愛し、有厚が説諭するが張氏が罵って分家し、破産して叔父の家に盗みに入って捕まる。良兒は面会に来た張氏を怨み、乳を食いちぎる。太守は極刑を下す。（西南官話）
	女転男身	女転男身 『宣講集要』11 轉身頭報 『宣講全集』	曹州府南華県（山東）。王孝の娘五嬢が肉屋趙令方に嫁ぎ転職を勧めるが、令方は女性も罪惡を犯していると言っ聞いて聞かないため別居する。五嬢は閻魔の召喚を受け、子女に教訓を遺して西京の張家の男子に転生し、状元に及第する。

	奪米殺児 工不生理		本朝。成都府巫山村（四川）。米商人伯良典は子供を売る婦人を救って大工李渭の家に雨宿りする。李渭は妻周氏の諫言を聞かず良典を殺して米を奪おうとするが、誤って我が子を殺す。周氏は絶望して自害する。（西南官話）
	土神受鞭	鬻子節孝 (宣講集要 4)	嘉慶年。華陽県（四川）。傭工余清の妻鄭氏が夫の死後再婚せず、姑の病気を治すため子孝感を売って肉を食べさせ、乞食をして古廟に帰る途中突風で倒れて嘆く。旭升は神が土地神を裁く場面を見る。（西南官話）
	活人変牛		癸卯年。南部県復興場（四川）。鄭某の妻尹氏は姑から愛されていないと訴えるが、尹氏は肉を母に食べさせず、また不孝であれば牛になると言い、その言のとおり牛になる。（西南官話）
二	洞中入夢 明生理脱凡成仙		広陵府江陽県（四川）。李珏は父の遺訓で正直な商売に努め、仲間の王玉成が死ぬと儲けを遺子に送る。同名の宰相が華陽洞天に遊んでの李珏の善行を知り、皇帝に上奏して表彰される。（西南官話）
	井底伸冤 昧生理凶財害命		昔。辰州（湖南）。張作成は遊興で遺産を蕩尽し父の友人李忠を殺して儲けを奪うが、李忠は子桂元に転生し命を狙う。王太爺は井戸の底で黒面大王の裁判を見て真実を知る。（西南官話）
	拾金不昧 母非為的善報		山東臨淄城内。徐擦子は脚萎が前世の応報と知って「蓮花鬧」の勸世文を唱い、拾った金を張監生に返す。王老典が劉雇工の妻を奪うのを見て張から金を借りて救う。（西南官話）
	双頭祝寿 作非為的惡報	双人頭 (宣講集要 12)	道光年間。川省地方。張老漢の六十歳の祝賀に次女は遅れ、長女の夫李大工の家に泊まる。李の弟は旅館に泊まり、主人王老么に事情を話す。王は李家に行き、菜園の女と同衾する。大工は弟と次女だと誤解して殺す。（西南官話）
	離家尋父 孝子		文安県（河北）。王珣は労役を避けて僧籍に入り帰郷せず。子王原は探し出して説得し帰郷させる。
	棄業尋母 孝子		呉江県（江南）。呉璋は家業を捨てて宮人の母を捜し、蕉道人の援助のもと捜し出してともに帰郷する。
	割頭救父 孝女	殺身救父 (宣講集要 5)	福安県（福建）。章達徳の弟達道の妻陳氏が龍宝寺の僧一清に殺され首を取られる。父陳大方は達徳を訴え、娘玉姫は父を救うため自害し、母黄氏は首を差し出す。包拯は事情を知り、一清を捕らえる。（西南官話）
	守戸救母 孝女	雪裡救母 (宣講集要 5)	潼川府三台県（四川）。蔡国昌の娘長姑は母雲氏の遺体を背負って山に埋葬するが、雪が降って手がかじかむ。観音菩薩は雲氏を蘇生させる。（西南官話）
	烤脚奉翁 孝媳		道光年間。川省。楊布客の留守中に妻鄭氏が夫に代わって冷え症の舅の脚を懐炉で暖めていたが、隣家の老婆が中傷し醜聞が広まる。老婆は雷に打たれて死に、鄭氏には天が表彰の扁額を下す。（西南官話）
	割股奉婆 孝媳		涪州（四川）。周継謙は岳父何二老爺の三女婿であり、平民であるため誕生祝いで帽子にニンジンを載せられる。妻何氏は周に学問の大切さを説き、腕の

			肉のスープを母に勧める。(西南官話)
	陳情表 恭敬祖母		建興年。蜀国武陽県(四川)。李密は祖母から母何氏が夫の死後に離縁を迫られて実家に帰ったことを聞き出す。祖母を背負って芝居を見ていると秀才に推挙されるが断る。(西南官話)
	老長年 恭敬主人		明朝嘉靖年間。浙江淳安県。徐氏兄弟が分家し夭逝した三男徐哲の妻顔氏は西庄に追われ、従僕の阿寄は行商で儲けて主人を救う。
三	鳴鐘訴冤	鳴鐘訴冤 (宣講集要 12)	道光十六年。徳陽県(四川)。楊芳華の娘桂香は母李氏の臨終に戒規五条を遺言されるが、婚約者張耀鳳の家に住んだ時に腹がふくれたため離縁され、自殺を思い止まり観音廟で鐘を鳴らして訴えると、嫂堯氏が耀鳳に讒言したことを表明して惨死する。(西南官話)
	和感妯娌		従前。蘇家の嫂の不和が原因で分家しそうになるが、崔氏が「和先後法」により、まず三兄弟を説得し、次に三人の嫂を説得して分家を阻止し、自分の寿命を延ばす。(西南官話)
	割耳完貞	割耳完貞 (宣講集要 4)	康熙三十五年。閩(閩)県(福建)。林国奎の妻鄭氏は夫の死後継母に再婚を迫られ亡夫の墓前で自害を図る。次男国璽は嫂をまず実家に帰し母を説諭して家に迎える。鄭氏は不良が言い寄ったため耳を削いで貞操を守る。(西南官話)
	嫁身娶媳	嫁身娶媳 (宣講福報 2)	宋仁宗。山東唐州府。周可立は呂月娥と婚約していたが、呂家が周家の貧困を嫌って婚約破棄を謀り結納金を要求したため、母房氏は魏家に嫁いで金を作り縊死を図る。月娥は実家から金を借りて房氏を迎えようとするが金を盗まれて縊死し、可立が天に訴えると、雷が落ちて盗賊焦黒子が死に、月娥も棺の中で復活する。(西南官話)
	双義坊	争死救嫂 (宣講彙編 2)	臨潼県(四川)。白雲高には前妻孫氏の子玉璧と後妻朱氏の子玉美があり、雲高と孫氏の死後、玉璧が病死し、妻馮氏は玉美の妻高氏に慰められたが、さらに嬰兒を失った。馮氏は強姦しようとする朱氏の甥為宝に抵抗して殺し、高氏が身代わりとなるが、真実が明らかとなり、二婦は朝廷から双義坊を賜る。(西南官話)
	改過喪子	改過換子 (宣講万選青錢 2)	国朝康熙年間。蓬州(四川)東路。富者宋長福は聡明な二子を得て平素の吝嗇を反省し善行を施すが、疫病で二子を失い、不満に思っていると夢に冥界に赴き、偽善者張善人と節婦孫氏の応報を見た後、都司から二子は長福を破産させるため下界に送ったものと告げられ、改めて子を授けられる。(西南官話)
	当産全節		明朝嘉靖年間。台州(浙江)。応天祥は不道德のため自殺した二婦の会話から「替身」を求めていることを知り、夫に代わって金を送り再婚を強要される林家の嫁を救って天界の陰失隲尚書に封ぜられる。

	刻財悔過	用先改過 (宣講集要 12)	前代。張用先が雇い人李大堆に約束した報酬を与えなかったため、大堆が空谷禪師に相談すると、井戸に映った武官が後身だと言われる。用先も夢に亡父に罵られ、空谷禪師を訪ねると、井戸に乞食の姿を見せられ、暗示されて不徳な行為を改める。暗示を解釈した聡明な用先の娘は皇妃に選ばれる。用先は官職に就き、退職後に「万空歌」を歌って過ごす。
	蚯蚓奉婆 逆婦雷打報		新建県（江西）。車押しの洪禎は顧氏を娶るが不孝者で、母から聞いた洪禎が顧氏を叱ると、顧氏は麵の代わりに蚯蚓を食べさせたため、雷神が岩の割れ目に挟んで嬰兒に乳を飲ませ、三年後に殺す。
	覆水難収	崔氏逼嫁 (宣講集要 7)	漢朝。会稽県（浙江）。朱買臣の妻崔氏は夫が芝刈りするのを恥じて離婚を主張し石工張家に嫁ぐが、石工の死後水売りをして過ごし、夢に出世した買臣に会いに行こうとして神に罵られる。買臣は五十歳で五馬太守となり憐れみを乞う崔氏を罵る。崔氏は入水自殺する。
	金腰帶 (遇主賜帶) 能戒賭の善報 破舟脱難	賢妻勸夫 (宣講集要 7)	山西省代（大）銅県太平村。謝文欽の父は慈善家で文欽は賭博好きのため、妻楊氏は苦瓜と種を混ぜて煮て「父苦子甜」の意を寓し、賭博の五罪を数えて諫める。後に文欽は行商に飯を勧める楊氏を罵るが、楊氏は接待が悪いと怒られたと行商に答える。行商は帯と書信（聖旨）を渡し、夫婦は官職を得る。江南城外謝家荘。李氏は盲目の姑朱氏と子丁元を養い、雇い人に崔正富と屈二がいた。李氏は姑に善書を聞かせた。戦乱を避けるため舟を買うが見あたらず、老人（張果老）の舟に乗る。
四	稽山賞貧	稽山賞貧 (宣講集要 6)	道光年間。甘肅省稽山下。鄧春榮は匪賊を避けるため妻楊氏の提案で実子光後を捨て弟の子光前を抱いて逃げるが十九歳で病死する。光後は常大人の養子となり神の啓示によって父母と再会し、光前も蘇生する。（西南官話）
	忠孝節義 兵孝		昔年。王必榮は匪賊を平定するため出征するが、留守中に弟は病死し、妻陳氏は髪を売り子女に乞食をさせる。母に肉を食べさせるため子を殺そうとするが娘が身代わりを申し出るが、雷が落ちて一面に白兔が現れ、洞窟一杯の銀を発見し、惨事を免れる。
	忠孝節義 民孝		定州（河北）東冊上村。魏童子、母李氏。
	啞吧説話 弟恭兄		順治年間。湖州三百潭（浙江）。陳文字が賊に攫われ、次子啞吧は賊に身代わりを求め賊を感動させる。文字は帰宅して啞吧を追い出した兄を責めて死ぬ。兄が再び啞吧を追い出し賊が兄を殺そうとするが啞吧が遮り、関帝が啞吧を治して話をさせ、兄も反省する。（西南官話）
	忤逆遭誅 兄友弟不恭		昔。彭老漢の次子喜は妻の言を聞いて分家する。兄寿は貧窮して墓のそばの小屋に住み、父母は喜に追い出されて兄の家で泣くと、雷雨が起こって喜夫婦を打ち殺す。（西南官話）

教子忍気 能和郷里的善報	忍讓睦隣 (宣講集要 8) 忍讓睦鄰 (宣講拾遺 3)	南溪県 (四川)。何大榮が三子学堂を府試に送って留守中に隣人劉成華が山の境界を犯したため長子と次子が父に知らせ、父は「忍讓歌」を送って摩擦を避けさせる。隣人は別の紛争を起こし疫病で死ぬ。(西南官話)
堂上活仏 農夫行孝	堂上活仏 (宣講集要 2)	山西太原府。楊黼は母を恭敬せず長生を学ぶため四川の無際大士を訪ねる途中、道人から帰宅を示唆され、慌てて迎えた母こそ仏祖であると知る。母の死後、演劇を見て母に似た乞食を奉養する。
脚刀救母 畜生行孝	脚刀救母 (宣講集要 2)	明朝嘉靖年間。雲南昆明県。肉屋の趙五は母牛を殺そうとすると子牛が包丁を隠すのを見て感動し、太華山で修行し、前世で窃盗の罪を犯して牛になり転生して乞食となり修行する。子牛は転生して四川巡撫の王輔となる。
双善橋 提防非為	双善橋 (宣講集要 11) 双善橋記 (宣講拾遺 6)	明朝。四川地方。朱琦は母の死後希望を失っていると老人から善行を勧められ、「蓮花閣」の勸世文を唱う。石橋を造るが失明し脚を折り悲観するが、三劫を経て皇太子となっていた。
涂氏双全 浪蕩非為	佔嫁妻 (宣講集要 11)	乾隆年間。四川重慶府梁山県。甘克桂は早く父母を亡くして遊蕩し、妻涂氏が戒めても聞かず、妻も売る。妻は悲嘆して縊死し、克桂は処刑される。
節孝双全	黄氏節孝 (宣講集要 4)	青神県 (四川)。文維清は妻黄氏に再婚を戒めて病死するが、舅姑は再婚を迫り虐待したため、舅は病死し、姑は膿を病んで死ぬ。道光丙午年に黄氏は死去し、閻魔は称賛して男子に転生させる。
聴講回心		道光癸卯年間。西蜀川北。胡東升は応報を信じなかった。長子玉珩は賭博を好み、次子玉玖は好色で、娘桂蓮は無教養であったが、表弟の楊郁堂の聖諭宣講を聞いて回心したため、郷里に宣講を興した。(西南官話)

三 案証の踏襲と改編

1. 案証の踏襲

『千秋宝鑑』の案証には『宣講集要』を踏襲しているものが八案証ある。その「歌」の場数と概要を示すと、以下のごとくである。

- 卷一「土神受鞭」3—『集要』卷四「鬻子節孝」3
- 卷三「鳴鐘訴冤」3—『集要』卷十二「鳴鐘訴冤」3
- 「割耳完貞」5—『集要』卷四「割耳完貞」5
- 卷四「堂上活仏」2—『集要』卷二「堂上活仏」2
- 「脚刀救母」2—『集要』卷二「脚刀救母」2
- 「双善橋」2—『集要』卷十一「双善橋」2
- 「涂氏尽節」6—『集要』卷十一「佔嫁妻」6
- 「節孝双全」3—『集要』卷四「黄氏節孝」3

土神受鞭	①嫁鄭氏が姑楊氏を養うために泣いて一子孝感を売る。 ②鄭氏は乞食をして古廟に帰ろうとして転び嘆く。 ③土地神が孝婦を転ばせた罪を廟神に責められてわびる。
鳴鐘訴冤	①母李氏が臨終の際に娘桂香に戒規五条を遺す。 ②父楊芳華が娘桂香の不義を罵る。 ③桂香が観音廟で怨みを述べる。
割耳完貞	①鄭氏が継母に再婚を迫られ夫の墓前で自害しようとする。 ②国璽が鄭氏の自害を止めて実家に送る。 ③鄭氏が継母の悔悟を知って帰宅する。 ④継母が鄭氏の真情を理解する。 ⑤不良が戯れたため鄭氏が耳を切り継母が経緯を尋ねる。
堂上活仏	①道人が楊黼に仏祖は帰宅して慌てて迎えた者だと言う。 ②楊黼が母の死後に乞食の老婆を養母として奉養する。
啣刀救母	①趙五が刀を隠して母牛を救う子牛に感動して泣き出す。 ②長老は子牛が転生した四川巡撫王輔に三生の因縁を説く。
双善橋	①傭工朱琦が王員外の家の前で「蓮花鬧」の勸世文を唱う。 ②朱琦が石橋を造りながら失明し足を折ったため泣き出す。
涂氏尽節	①妻涂氏が甘克桂の遊興を泣いて諫める。 ②涂氏が克桂に飲酒の害を説く。 ③涂氏が克桂に賭博の害を説く。 ④涂氏が克桂に鴉片の害を説く。 ⑤涂氏が衣服を持ち出した克桂をたしなめる。 ⑥涂氏が妻を売った克桂を嘆いて縊死する。
節孝双全	①文維清が妻黄氏に再婚を戒める遺言をのこす。 ②黄氏が再婚を迫る舅姑に反論する。 ③姑が応報を受けて黄氏にわびる。

2. 案証の改編

『千秋宝鑑』の案証にはもとの案証を改編したものも少なくない。その典型が巻三「遇主賜帯」であり、もとの『宣講集要』巻七「賢妻勸夫」の妻楊氏が夫謝文欽の賭博癖を戒めて口論になる場面を、すべて「歌」の形式に改めている。これによって妻が夫を説得する場面を劇的に表現している。

（『宣講集要』）「夫君不必発怒。自從公婆去世以後、家業漸退、只佃学田幾畝耕種。理宜勤爬苦掙、才得衣食不欠。夫君日夜長賭、一來怕輸了錢、二來耽悞庄稼。」文欽道、「你說怕耽悞庄稼、裁割之時、無非多請幾個月活、就是。至若說輸錢、這是賭博長事、然而我也曾贏了些回來、難道你就忘了不成嗎。」（「あなた怒らないで。舅姑が亡くなられて家業もだんだん廃れ、学校田を借りて耕作する有様。一生懸命働いてやっと食べられるのに、あなたは朝から晩まで賭博ばかり。負けはせぬかと心配し、田圃仕事も滞りがちです。」文欽は言った、「おまえは田圃仕事滞ると言うが、農繁期に手伝いを雇えばすむことだ。賭博に負けると言うが、勝ち負けは賭博の常だ。だが勝って帰ったこともあるぞ。まさか忘れたわけじゃあるまい。」

（『千秋宝鑑』）「妻夫君不必怒滿面、細聽為妻把話言。夫賤人休得胡乱談、看我不愛動皮拳。妻為妻那敢把你管、也知丈夫大如天。夫諒你賤人也不敢、文欽不是無志男。妻為妻只得把你勸、不念如今念從前。夫從前我家非貧賤、未必那些不觀瞻。妻公婆為你常行善、修橋補路人稱贊。夫爹媽行善本体面、又來扯我為那販。妻生了夫君把賬欠、為行善事家敗完。夫這是爹媽少打算、非我文欽敗家園。妻就該立志勤快点、經理庄稼苦種田。夫活路那要自己幹、我都請得有長年。……妻你說賭錢有衣飯、為何那天去輸錢。夫我就輸錢會翻片、不消你来把心耽。妻見入迷途終不返、受了五罪

莫甚焉。」(「^妻あなたそんなに怒らずに、私の言うことよく聞いて。^夫こいつでたらめ言うじゃない、俺の拳骨食わせるぞ。^妻どうして尻に敷きましょう、夫の言うこと絶対だから。^夫おまえに文句は言わせない、俺は無能じゃないからな。^妻だけど一言申します、昔を思い出されては。^夫昔は我が家も良かったな、誰が見ても見栄えした。^妻あなたのために善いことされて、橋道作ってほめられました。^夫善いことしたのは体面さ、俺と何の関係がある。^妻あなたが生まれて借金が増え、善いことされてつぶれたのです。^夫それは親の計算ちがい、俺がつぶしたわけじゃない。^妻志立てがんばって、田圃の仕事に励んでは。^夫仕事は自分でするまでもない、手伝い頼めばすむことだ。……^妻賭博で食べると言うけれど、どうしてあの日は負けたのかしら。^夫負けたらこの次また勝つさ、おまえが心配することはない。^妻迷路に入って戻れなく、受ける五罪は怖いわよ。」

と言って「玷祖先」(祖先を汚す)、「敗家業」(家業を廃らす)、「失家教」(家庭教育を失墜する)、「出醜事」(醜悪な事が起きる)、「傷性命」(生命を損なう)の五罪を散文で数え上げる。

また『集要』巻一「郭巨埋兒」では、郭巨の妻が祖母を救うために泣いて我が子を埋める一場面しか歌唱を設定していないが、『千秋宝鑑』巻一「埋兒賜金」ではさらに、郭巨が祖母の飢餓を憂慮する場面や、夫婦が天から黄金を賜って我が子を犠牲にしないですんだことを感謝する場面に歌唱を設定して、人物の孝心や愛情を表現している。

さらに『宣講集要』巻七「崔氏逼嫁」では、朱買臣の妻崔氏の歌唱があり、貧乏を嫌って隣近所に離婚の権利を主張して笑われる崔氏の愚かさや、再婚が失敗して朱買臣に罵られ後悔する崔氏の情けなさの表現を通じて悪行を戒めている。『千秋宝鑑』巻三「覆水難収」では、朱買臣が崔氏を説得し、崔氏が説得に応じず離縁を求め、買臣が離縁せざるを得なくなる場面の方に歌唱の重点が置かれる。

このように『千秋宝鑑』においては『宣講集要』に改変を加え、歌唱による勧善の場面を多く設定している。『宣講集要』よりも歌の場数が多い案証は、以下の七案証である。

- 巻一「埋兒賜金」3—『集要』巻一「郭巨埋兒」1
- 巻二「双頭祝寿」4—『集要』巻十二「双人頭」2
- 「割頭救父」4—『集要』巻五「殺身救父」3
- 巻三「覆水難収」6—『集要』巻七「崔氏逼嫁」5
- 「遇主賜帯」2—『集要』巻七「賢妻勸夫」0
- 巻四「稽山賞貧」3—『集要』巻六「稽山賞貧」2
- 「教子忍氣」5—『集要』巻八「忍讓睦隣」2

	『千秋宝鑑』の歌		『宣講集要』の歌
巻一 「埋兒賜金」	①郭巨が孫香兒に食事を分ける母を見て母の飢餓を心配する。 ②妻が泣いて香兒を埋める。 ③夫婦が天から黄金を賜って香兒を埋めなくてすんだことを天に感謝する。	『集要』巻一 「郭巨埋兒」	①妻が泣いて香兒を埋める。

「呪子送瓜」	①嫁が貧乏な長男の家に移る姑を心配して子長生を同伴させ米と錢を持たせる。 ②嫁が米と錢を奪った不孝な夫を戒める。 ③母が不孝者を天に訴える。	『集要』卷三「逆子分尸」	①嫁が米と錢を奪った不孝な夫を戒める。 ②母が不孝者を天に訴える。
「遣鬼誅逆」	①継母が不孝者から虐待を受けて飢え凍えて泣く。 ②亡父が冥界で不孝者を城隍・閻魔に訴える。 ③王経夫妻が応報を受けて後悔する。	『集要』卷三「王経怨妻」	①継母が不孝者から虐待を受けて嘆く。 ②王経が応報を受けて後悔する。
「女転男身」	①妻王五嬢が夫趙令方に肉屋を辞めるよう勧める。 ②令方が女性も厨房を汚す罪悪を犯していると戒める。 ③王氏が閻魔の召喚を受け、子女に教訓を言い残して死去する。	『集要』卷十一「女転男身」	①妻王五嬢が夫趙令方に肉屋を辞めるよう勧める。 ②王氏が閻魔の召喚を受け、子女に教訓を言い残して死去する。
卷二 「双頭祝寿」	①李大工が妻の姦通を疑い岳父張老漢を罵る。 ②殺したつものの妻がいたので後悔し弟と妻の妹の姦通を疑う。 ③弟が兄の軽率な判断をたしなめる。 ④知事が弟と妻の妹を褒賞する。	『集要』卷十二「双人頭」	①王大工が妻孫氏の姦通を疑い岳父を罵る。 ②妻の妹の母が遺体を見て娘と思い込んで泣く。
卷三 「覆水難収」	①朱買臣が離婚を考える崔氏を戒め出世する時が来ると言う。 ②崔氏が買臣に出世する時など来ないと罵り離縁を求める。 ③買臣が姜子牙と離縁した馬氏の例を挙げて離婚を止める。 ④買臣が七出の条を犯したとして崔氏を離縁する。 ⑤石工と再婚して失敗した崔氏が夢の中で買臣の侍女から買臣が出世しても崔氏のことを忘れていないと告げられる。 ⑥神が駕籠に乗ろうとする崔氏の卑劣な行為を罵る。	『集要』卷七「崔氏逼嫁」	①崔氏が貧乏な朱買臣との離婚を近所に相談するが笑われる。 ②朱買臣が崔氏に離婚を戒めるが、聞かないので七出の条を挙げて離婚し、崔氏は張石工と再婚する。 ③崔氏が夢に買臣の侍女から買臣の出世を知らされ登城しようとするが、神に罵られる。 ④買臣が再婚して失敗した崔氏を罵る。 ⑤崔氏が後悔する。

「遇主賜帯」	①妻楊氏が謝文欽に「父苦子甜」の意を寓し賭博を戒める。 ②楊氏が野外で行商(実は皇帝)に飯を勧めたことを文欽に罵られ、わびてなだめる。	『集要』巻七 「賢妻勸夫」	無
卷四 「稽山賞貧」	①鄧春榮が賊を避けるため実子光後を捨て弟の子光前を留める。 ②光後が常家の養子となった経緯を知って父母を思って泣く。 ③母楊氏が光前の病死に泣く。	『集要』巻六 「稽山賞貧」	①光後が常家の養子となった経緯を知って父母を思って泣く。 ②母楊氏が光前の病死に泣く。
「教子忍氣」	①何礼堂・昌堂兄弟が隣人劉成華の山林侵犯について相談する。 ②兄弟は書信を父大栄に送って対処を尋ねる。 ③父大栄は兄弟の対処を憂えて返信する。 ④礼堂が父の「忍讓歌」を昌堂に聞かせる。 ⑤父大栄が劉成華にわびる。	『集要』巻八 「忍讓睦隣」	①何昌堂が山林を犯した隣人劉成華を罵る。 ②礼堂が父の「忍讓歌」を昌堂に聞かせる。

なお例外的に以下の一案証だけが『宣講集要』よりも歌の場数が少ない。

卷三「刻財悔過」1—『集要』巻十二「用先改過」3

だがこれは新たなストーリーを構築するためであった。この案証は不誠実を戒める主旨であるが、『宣講集要』では、亡父が息子を夢の中で責める場面と、息子が改心して出世に恵まれ、退職後に無を悟って「万空歌」を歌う場面に歌を用いているが、『千秋宝鑑』では、息子が雇い人に給金を与えず、雇い人は来世武官に転生する姿を井戸の中に見出し、息子は来世乞食になる姿を井戸の中に見出すというストーリーを創出している。

「刻財悔過」	①張用先が李長工に賃金を与えず来世乞食になる姿を井戸の中に見て空谷禪師に教えを乞う。	『集要』巻十二 「用先改過」	①張用先の父が秤を偽って人を欺き病床に就いた用先を戒める。 ②用先が後悔して空谷禪師に教示を求める。 ③官吏生活を終えて「万空歌」を読んで過ごす。
--------	--	-------------------	---

『千秋宝鑑』は『宣講集要』のほか、『宣講福報』²²、『宣講彙編』²³、『宣講万選青銭』²⁴からも案証を選択しており、卷三「改過喪子」を除いて歌の場数は同じで、卷三「嫁身娶媳」を除いて歌詞は同一である。

卷一「臥氷求魚」6—『彙編』巻一「臥氷求魚」6(『集要』巻一「王祥臥氷」2)

卷三「嫁身娶媳」4—『福報』巻二「嫁身娶媳」4(歌詞が異なる)

「双義坊」5—『彙編』卷二「争死救嫂」5

「改過喪子」4—『万選青錢』卷二「改過換子」2

卷三「改過喪子」では、改心した主人公が二子を喪失した理由がわからず天に訴える場面や、偽善者が地獄に堕ちて後悔して後人を戒める場面に歌を加えている。

「臥氷求魚」 『彙編』卷一 「臥氷求魚」 『集要』卷一 「王祥臥氷」 は⑥⑦のみ	①王祥が氷上に臥して魚を求め、継母の残忍を嘆く。 ②王祥が継母に魚を食べよう勧める。 ③王祥が土地神に祈願して飛ぶ黄雀を求める。 ④王祥が李樹を抱いて李を風雨から守る。 ⑤王覧が王祥に毒酒を勧める母を戒める。 ⑥王覧が王祥を殺傷しようとする母を戒める。 ⑦王祥も継母に跪いて死を求める。
「嫁身娶媳」 『福報』卷二 「嫁身娶媳」 (歌詞が異なる)	①周可立が母房氏の再婚を諫める。 ②母房氏が可立の結婚のためには仕方がないことだと諭す。 ③可立が妻月娥の縊死に泣き盗賊を捕らえてほしいと訴える。 ④月娥が復活し冥界を巡って前世の不徳で災禍を被ったと述べる。
「双義坊」 『彙編』卷二 「争死救嫂」	①馮氏が玉璧の急病を見て快復を祈る。 ②玉璧が最期を覚悟して家庭和睦の教訓を遺す。 ③馮氏が幼児を失って悲しむ。 ④高氏が馮氏を庇い法廷で朱為宝を殺した罪を認める。 ⑤馮氏が高氏を処刑場に見送って泣く。
「改過喪子」(謳) 『万選青錢』卷二 「改過換子」	①富者宋長福が聡明な二子を得て平素の吝嗇を反省し懺悔する。 ②長福が二子を失って天に訴える。 ③張善人が長福の冥界の夢の中で地獄に堕ち、現世で行った悪行を告白する。 ④孫氏が長福に救われた後、また再婚を強要されて拒絶し昇天したと告げる。

四 結論

雲南通海県では聖諭宣講のために案証集『千秋宝鑑』四巻が編纂された。四巻本はほかにも多く刊行されており、簡易な宣講本であったが、『千秋宝鑑』の冒頭には順治帝の『聖諭六訓』、康熙帝の『聖諭十六条』、文昌帝君の『蕉窓十則』を掲載しており、宣講生が聖諭を読誦してから案証故事を宣講した実態を彷彿とさせる。

案証は四十八則あり、その一半に相当する二十四則は取材先が不明であるが、雲南以外の案証が多いことから、先行する案証集に取材したのではないかと考えられる。後の一半の二十四則は明らかに先行する案証集に取材している。これは先行する案証が聴衆に親しまれており、宣講する側にとっても簡便な素材であったためであろう。

だが宣講するうちに次第に改変が加えられ、歌の場数を増やして歌唱が人の感情を動かす力をフルに活用した案証が六則ある。先行案証と内容がほぼ同一で歌の場数も同数のものも十二則あるが、これらの中にも単独に宣講するのではなく、善報悪報の対偶を作ってわかりやすく宣講して勸善効果を狙ったものがある。

¹ 中国音協、中国劇協雲南省分会会員。1939年、通海県に生まれる。編集者、創作者。1987年、『嫁身娶媳』を『雲南民族芸術研究』に発表。1985年から『通海曲芸志』主編。1988年から『玉溪地区曲芸音楽集成』副主編。

- 2 現存最古の版本（台湾図書館分館蔵本）は咸豊二年（1852）の序文があり、原本と考えられることから道光時期の版本とは言えない。
- 3 『宣講拾遺』の編者の序文は同治十一年（1872）であり、道光時期の版本とは言えない。
- 4 未見。道光時期版本か否かは不詳。
- 5 未見。光緒刊本は雲南図書館蔵本。
- 6 張家訓氏提供。
- 7 初版本が何年に北京で刊行された版本かは記されていない。
- 8 石陽周去非選輯・漢口鑫文社出版。重慶大同書局印行。活字本。
- 9 『太上宝筏函説』『太上感応篇』『因果経』『因果新編』『三世因果経』『三聖經』『重刻救命船』『目連伝』などの「善書」も「聖論」に分類されている。『因果経』『救命船』は「曲調選例 30 曲」においては「善書」に分類されており、「聖論」と「善書」の分類基準が不明瞭である。
- 10 『千秋宝鑑』に掲載する「文昌帝君蕉窓十則」を指すか。
- 11 「孚佑帝君家規十則」を指すか。
- 12 「孝順父母」「恭敬長上」「和睦郷里」「教訓子孫」「各安生理」「無作非為」。
- 13 「敦孝弟以重人倫」「篤宗族以昭雍睦」「和郷党以息争訟」「重農桑以足衣食」「尚節儉以惜財用」「隆学校以端士習」「黜異端以崇正学」「講法律以警愚頑」「明礼讓以厚風俗」「務本業以定民志」「訓子弟以禁非為」「息誣告以全善良」「戒匿逃以免株連」「完錢糧以省催科」「聯保甲以弭盜賊」「解讐忿以重身命」。
- 14 「戒淫行」「戒意惡」「戒口過」「戒誇功」「戒廢字」「敦人倫」「浄心地」「立人品」「慎言語」「広教化」。
- 15 なお方言語彙の情報は、復旦大学・京都外国語大学編『中国方言大詞典』（1999、中華書局）によった。
- 16 光緒本にはすべての案証に主題が付記されているわけではなく、なぜか卷三には全く無い。
- 17 郷約の開祖である宋呂大鈞『呂氏郷約』（1076、陝西藍田）には「置三籍。凡願入約者、書於一籍。徳業可勸者、書於一籍。過失可規者、書於一籍。直月掌之。月終則以告於約正、而授於其次」と記す。
- 18 元郭居敬『全相二十四孝詩選』十四「扇枕温衾」。「後漢黄香、年九歳、失母、思慕惟切。郷人称其孝。躬執勤苦、事父尽孝。夏天暑熱、扇凉其枕簟。冬天寒冷、以身暖其被席。太守劉護表而異之。」
- 19 『全相二十四孝詩選』十八「晋王祥、字休徴。早喪母、継母朱氏不慈。父前数譖之、由是失愛于父母。嘗欲食生魚、時天寒冰凍、祥解衣卧冰求之。冰忽自解、双鯉躍出、持歸供母。」
- 20 「仮使逃得這王法、也決逃不得天報。我且講幾箇古人聽着。古時有箇黄香、九歳失母、思慕哀切、独事其父。……後官至尚書。又有箇王祥、……後母因己子長成、妬忌前子、嘗以毒藥置酒中令祥吃。……其母感悔、一家孝友。後祥官至太保、九代公卿。……這俱是能孝順的、各有善報。有箇陳興、是順義人。……母老病、終日要母抱孫。一日、抱孫誤墜地傷額。陳興以母故跌其孫、大怒辱罵。……一旦妻死子絶、家敗。忽發狂、自嚼十指、呼号痛楚而死、屍臭莫収。」
- 21 たとえば「聖論十六条」第一条「敦孝弟以重人倫」では、卷二に孝案十七条、卷三に不孝案証十九条を掲載し、卷六には古今兄弟善惡十七案証を掲載している。
- 22 四卷。光緒三十四年（一九〇八）経元書室復刊。
- 23 四卷。光緒三十四年経元書室重刊。
- 24 四卷。刊年不詳。

[附記]

本稿は2010年12月18日（土）人文学部で開催された山口中国学会において発表したものである。その際に、四川の宣講書から影響を受けている点について、四川の宣講人がいたのではないかというご指摘を受けたが、宣講人はみな当地出身者であり、目下のところさらに考察する必要を感じていることを附記する。参加された先生方からは貴重なご意見を賜り心から感謝いたします。

なおテキストの収集にあたっては、2010年2月22日、雲南農業大学教授 李文祥氏に昆明市から通海県までお送りいただき、通海農産工業有限公司の姜勤氏を通じて宣講研究者 張家訓氏にお目にかかり、張家訓氏から通海県における聖論宣講の様子をお聞きした上で宣講が行われた宴公祠を探訪し、『千秋宝鑑』『通海県曲芸志』を閲覧させていただいた。ここにあわせて諸氏に対して感謝申しあげます。